

マイナポータルAPI（情報取得系）の 現在地と将来像

～Appendix:マイナンバーカードの普及利活用について～

2022年8月25日

デジタル庁

マイナポータルとは

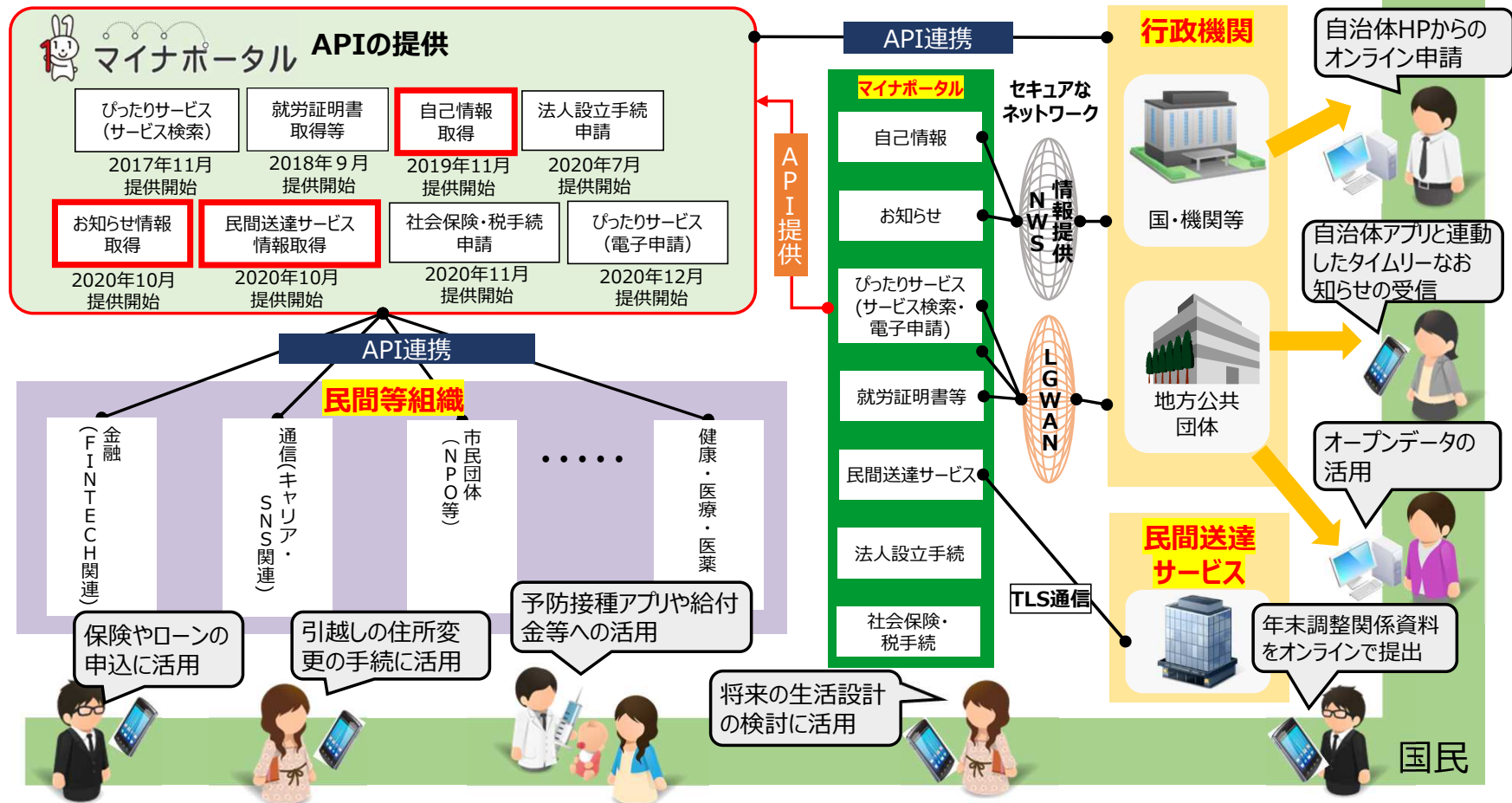
○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。



マイナポータルAPIの提供

○ マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



マイナポータルによる自己情報の開示（閲覧）の仕組み

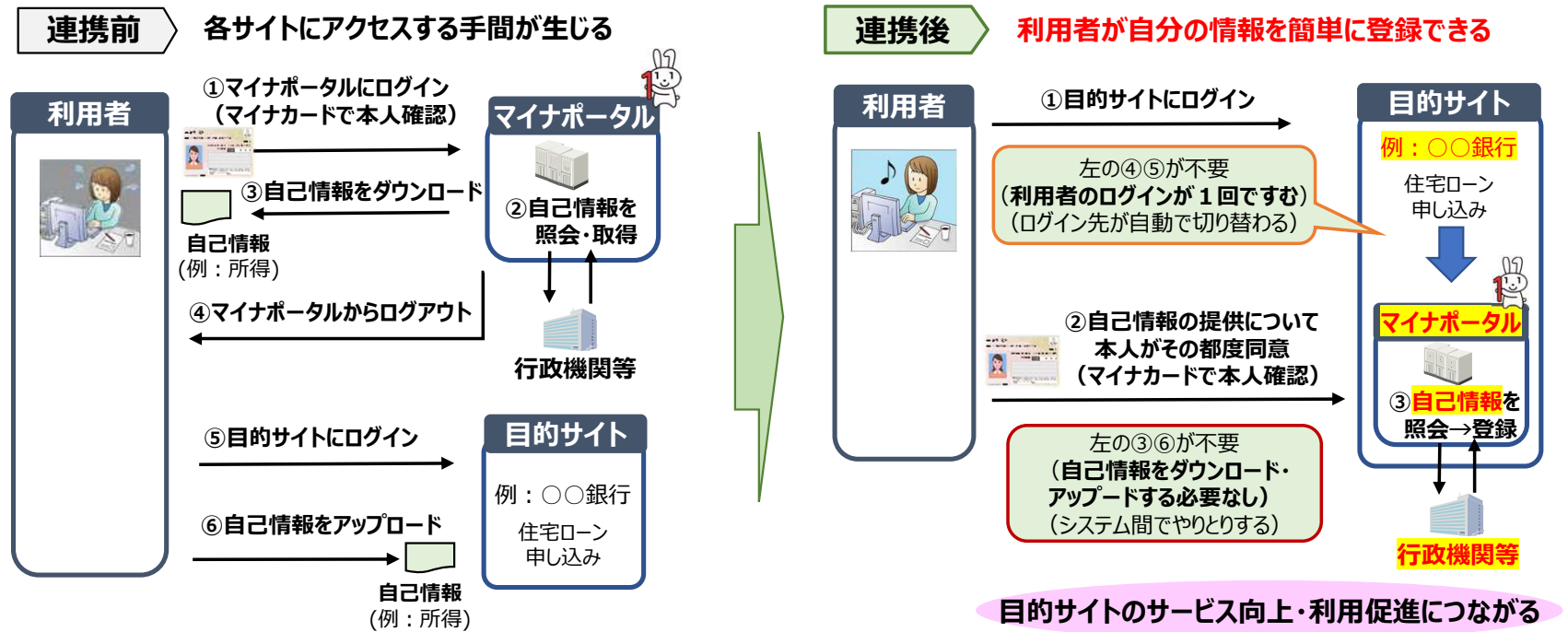
- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



※行政機関等の情報連携（令和3年度実績）約1.7億件／年

マイナポータルでの自己情報取得APIの仕組み

- マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。
- ※ 令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。



※API(アプリケーション・プログラム・インターフェイス)により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○ 番号法に基づき行政機関等間で照会・提供する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

世帯	<ul style="list-style-type: none">○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み
地方税	<ul style="list-style-type: none">○住民税の所得情報、賦課年度
健康・医療	<ul style="list-style-type: none">○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、高額療養費限度額等）○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等）○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月（令和2年実施分以降） ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年度に連携開始予定
子育て	<ul style="list-style-type: none">○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等）○母子保健法による妊娠の届出情報○高等学校等就学支援金に関する情報○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	<ul style="list-style-type: none">○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年2月から追加○生活保護の実施に関する情報○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、高額介護費等）
雇用・年金	<ul style="list-style-type: none">○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報○公的年金給付の支給に関する情報

ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータル連携の仕組み

- 令和2年6月から、**ミライロの障害者手帳アプリ**と**マイナポータルとのシステム間連携**が開始。
- 障害者手帳アプリの利用者は、**自治体が管理する障害者手帳の情報**を、**マイナンバーカードで本人確認※して取得し、信頼性の高い情報として事業者に提示**できます。 ※マイナポータルの自己情報取得API機能を利用



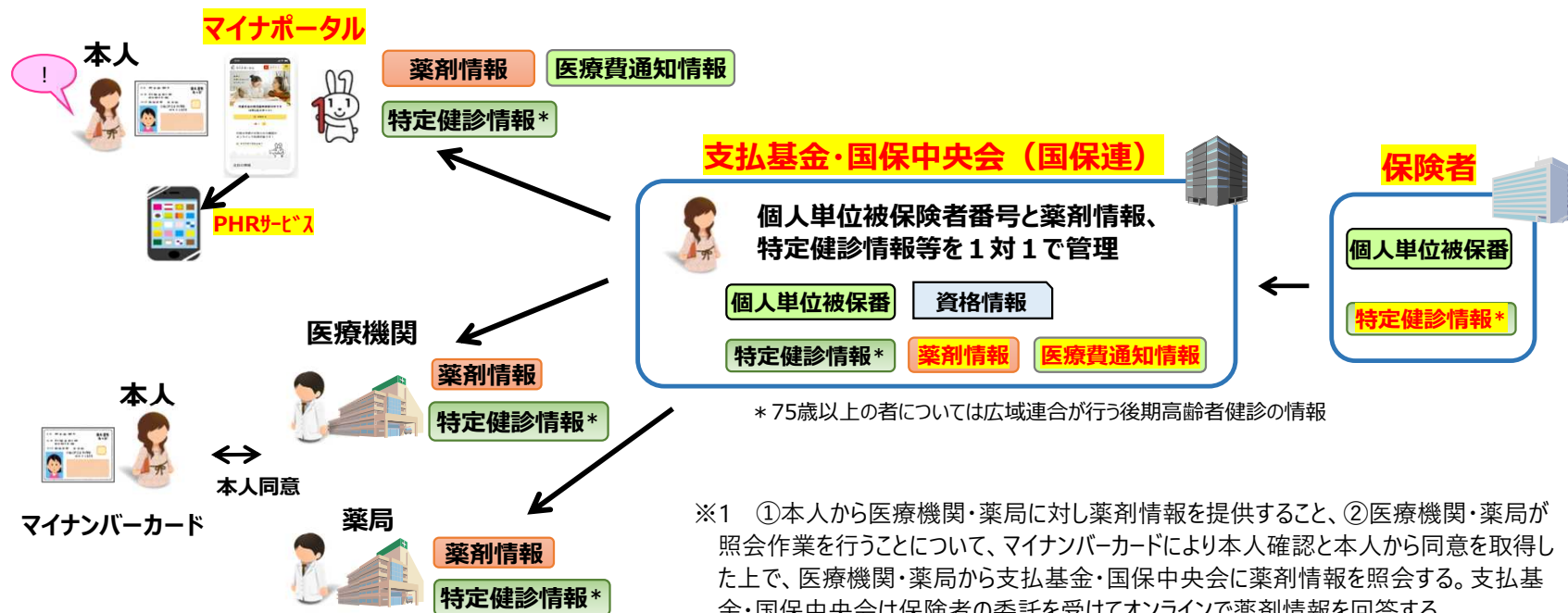
障害者手帳アプリとの情報連携の機能拡充

情報連携の稼働時間		平日 8時～21時、土日祝 8時～17時
連携する情報項目	身体障害者手帳情報	<ul style="list-style-type: none"> ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日 ・手帳番号 ・障害等級 ・障害認定日
	精神障害者保健福祉手帳情報	<ul style="list-style-type: none"> ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日 ・手帳番号 ・障害等級 ・精神手帳有効期間終了年月日

- ① 令和3年9月から、**情報連携の稼働時間が24時間365日に拡充**
※8月22日から一部自治体で先行実施。9月19日から全自治体に適用
- ② 令和3年6月から、**乗車割引の区分（第1種 介護者も割引対象、第2種）も情報連携の項目に追加**
- ③ 令和4年2月から、**知的障害者の資格情報も取得が可能**
※デジタル改革関連法で、知的障害者の判定の情報をマイナンバー法の情報連携の項目に追加。令和4年2月から一部自治体で先行実施。6月から全自治体で適用。

薬剤情報、特定健診情報等のマイナポータル、医療機関等での閲覧の仕組み

- 患者本人や医療機関・薬局では、薬剤情報や特定健診情報、後期高齢者健診情報の経年データの閲覧が可能になります。加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等につながります。



※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

マイナポータルを活用した年末調整・確定申告の簡便化策（イメージ）



（※）実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

確定申告の現状

※ 国税庁『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—（令和4年2月更新）』より抜粋

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】①

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

	データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
		令和3 （2021）	令和4 （2022）	令和5 （2023）	令和6 （2024）以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）		令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）		
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）		
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）		
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）	令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）		令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）	令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）	令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）		

（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。
また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。

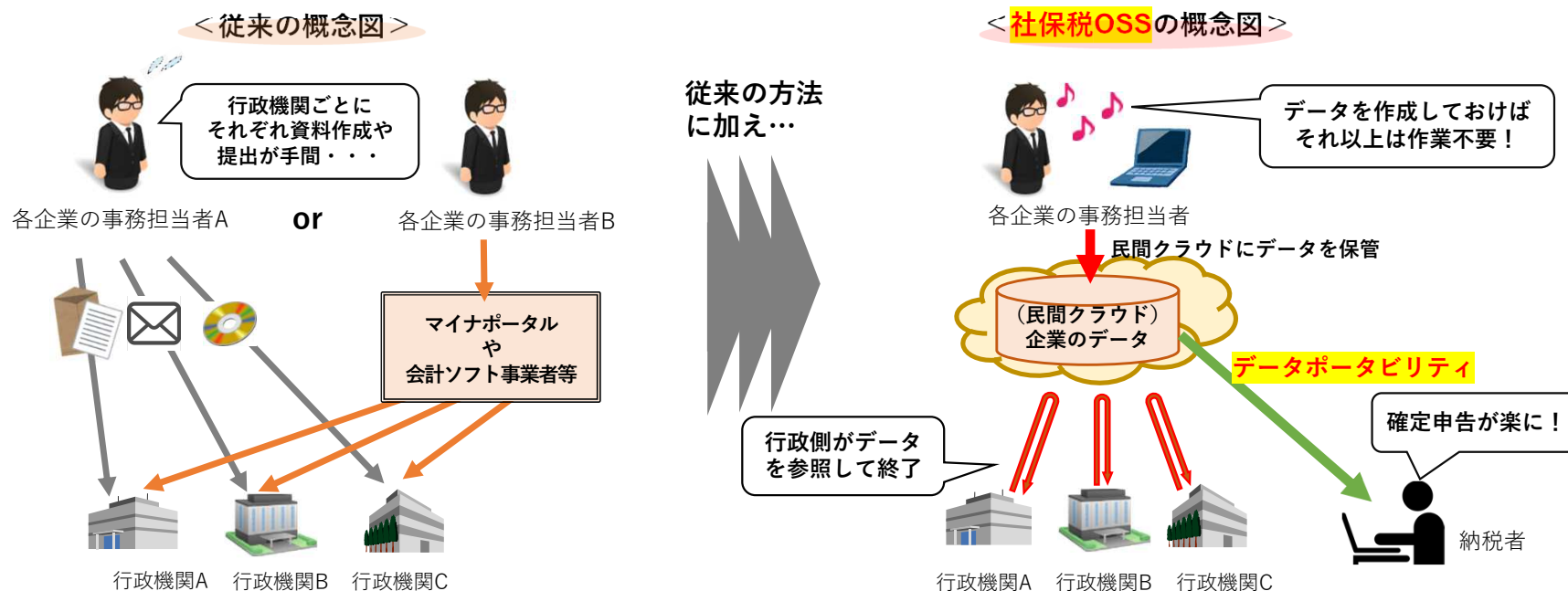
14

Point

- 納税者が行う確定申告について、左図のように、各データ（情報）の自動入力化が進んでいる。
- 一方で、赤点線部の「給与」と「事業・雑」データについては未だ実現されていない。
- 社保税OSSの「**データポータビリティ**」が実現され対象が広がることで、この部分が順次埋まることになる見込み。

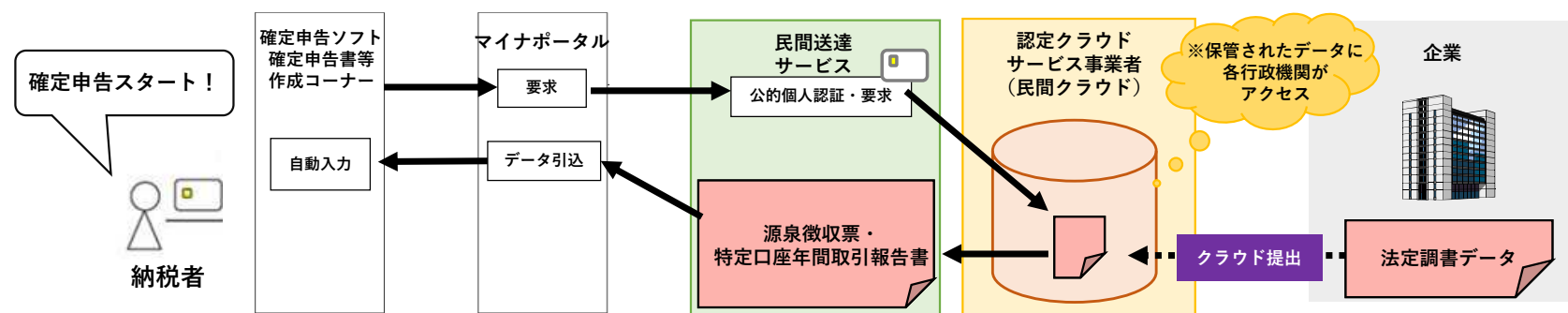
社保税OSSの全体像とデータポータビリティ

- 「**社保税OSS**」とは、民間クラウドを活用して、企業が保有する情報（データ）に対し、各行政機関が参照できるようにすることにより、現在の提出に代える仕組み。**法定調書の手続について、令和4年1月より利用開始済み。**
※ 法定調書：国税に関する法律に基づき事業者等が税務署長に提出する支払に関する調書
- 「**社保税OSS**」の仕組みを活用して、**令和5年1月より**、企業によりクラウド提出されたデータについては、各個人（従業員やフリーランスの方々）が確定申告にて利活用する「**データポータビリティ**」が可能となる予定。



データポータビリティの予定（R5.1～）

- 令和5年1月時点ではフロー図の通り、国民（納税者）が確定申告時に、源泉徴収票等のデータ（数字等）を確定申告コーナー画面に自動入力できるようになる。
- 民間クラウドに保管済みのデータを、民間送達APIを用いてマイナポータルを介し、国税庁管轄の確定申告コーナーへ連携する仕組みとなっている。
- 対象は、クラウド提出された法定調書のうち「源泉徴収票・特定口座年間取引報告書」でスタート予定。



今後の構想 I ～国税領域での広がり～

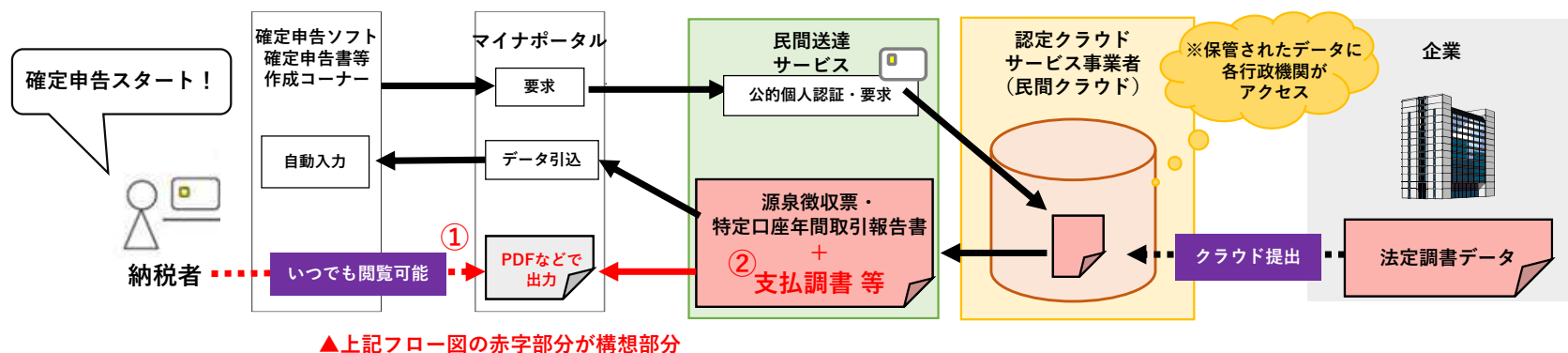
- データの引き込みのみでなく、マイナポ経由でPDF等での出力を可能とする。
※実現方法としては、民間送達側でPDF生成などデータ作成を行い、マイナポータルに件名連携する仕組みが現実的か。
※源泉徴収票などには交付義務があり、この仕組みで代替できればなお便利となる。
- 現状は法定調書のうち「源泉徴収票・特定口座年間取引報告書」であるものを、支払調書などに拡大することにより、納税者にとっての利便性を大きく向上することができる。

<イメージ ※条件により提出義務や交付義務は異なるが、詳細は割愛。それぞれの調書にも種類があるが、代表的なものを例示。>

源泉徴収票：給与や退職金の支払いを行った企業が所管税務署に提出。(例)勤務先⇒サラリーマンへの給与支払

支払調書：報酬などの支払いを行った法人や個人が所管税務署に提出。(例)企業⇒フリーランスへの報酬支払

★源泉徴収票から支払調書に対象拡大することで、サラリーマンのように特定企業にのみ勤務する納税者以外の、フリーランスや弁護士、副業を行うサラリーマンなどが行う確定申告にも利活用ができるようになる。



今後の構想 II ～他手続きへの広がり～

- 現状「国税に係る手続き」に限られている本施策の対象を、その他の手続きにも拡大することで、企業や国民および行政機関のより一層の利便性向上を図る。
- R4年度より、対象拡大に係る調査・研究を本格的にスタート。各省庁との協議を進め、クラウド提出ならびにデータポータビリティの対象拡大の実現に向けた調整を継続していく見込み。
- 法令整理など必要な可能性はあるが、官⇄民でのデータポータビリティのみならず、認定クラウドに保管された1つのデータに対し、異なる行政機関が閲覧するようなフロー（官⇄官）も検討していく。

<イメージ>

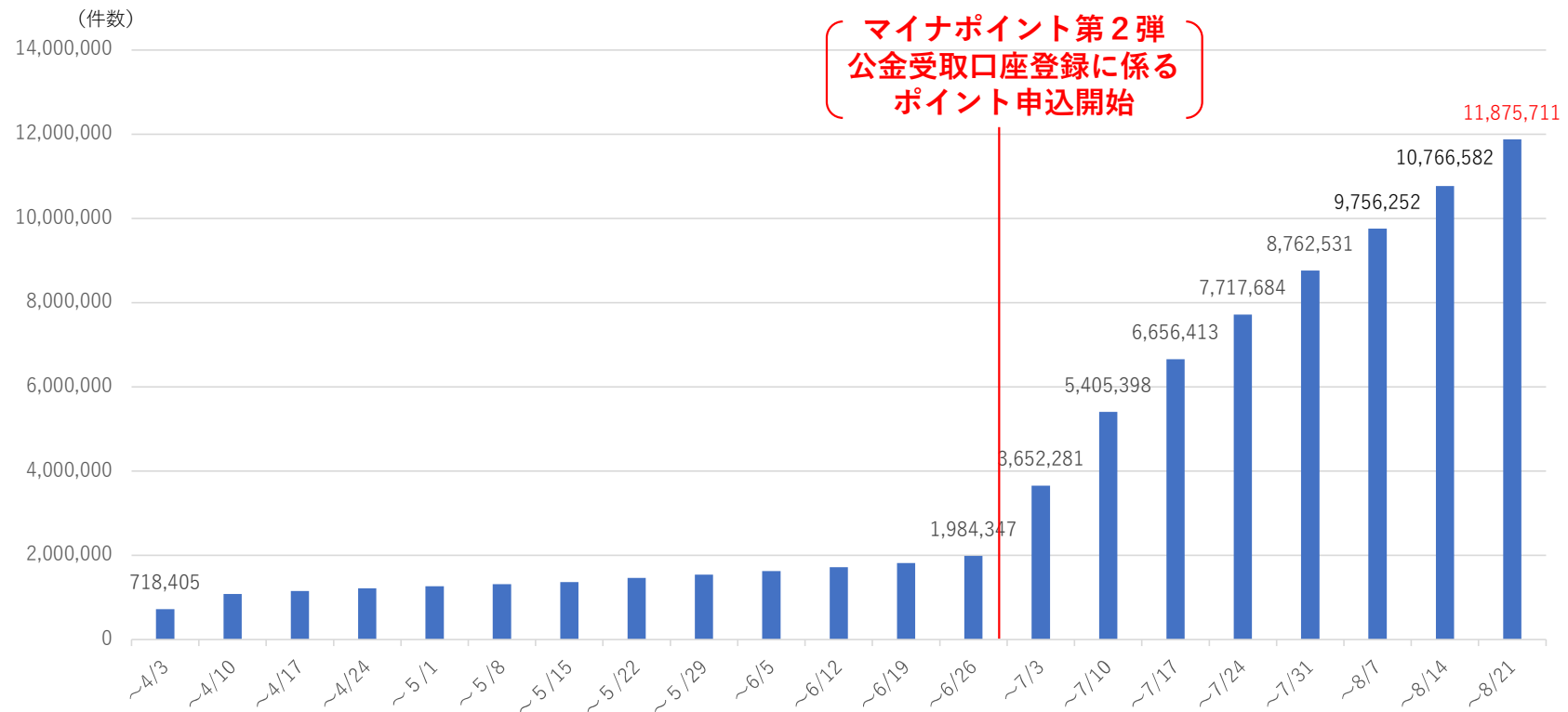
企業がA省宛てにクラウド保管した書類Xを、他のB省が実施する「事業所調査」時にも閲覧・利用 etc.

	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2024年度 (令和7年度)				2024年度～ (令和8年度)			
法定調書以外への 手続き拡大検討																				
	その他手続（地方税、社会保険、統計調査）への対象拡大の検討																			
	実現方法について調査・研究																			
	関係省庁との調整（対象拡大することが決定した場合、戦略、予算、調達などの対応）																			

公金受取口座の登録の現状及び促進に向けた取組

- 公金受取口座登録制度は、国民の申請手続の簡素化や、給付の迅速化を図る観点から、給付金等の受取のために、預貯金口座を1人1口座登録していただく制度。
- 2022年3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能。
- マイナポイント第2弾の後押しもあり、登録件数は約1,188万件まで増加（8月21日時点）。
- 給付事務を効率化するためのインフラ整備に向けて、引き続き、公金受取口座の登録を推進することが必要。
国民にとってより簡易な登録が可能となるように、登録方法の拡大に向けて法改正等も含め検討する。

<公金受取口座の登録件数>



【参考1】マイナポータルの利用状況

利用者フォルダ開設数 ^{※1}	1,832.1万件(令和4年8月7日時点)
トップページアクセス数	約540万件/月(令和3年4月～令和4年3月平均)
ログイン件数	約140万件/月(令和3年4月～令和4年3月平均)
電子申請関係	
子育て等に関する申請件数 ^{※2、3、4}	23.6万件(令和3年4月～令和4年3月)
法人設立ワンストップサービス	4,413件(令和3年4月～令和4年3月)
令和3年分確定申告	
マイナンバー方式での送信	239.2万件(令和4年4月末時点)
マイナポータル連携の利用者	33.9万人(令和4年4月15日)
健康保険証の利用者受付数	1,633.9万件(令和4年8月7日時点)
薬剤情報等の閲覧件数	
薬剤情報の閲覧	28.1万件(令和4年8月7日時点)
特定健診の閲覧	8.7万件(令和4年8月7日時点)
お知らせ件数 ^{※5}	758.5万件(令和3年4月～令和4年3月)
民間送達サービス ^{※6}	
MyPost	17.9万件(令和4年6月末時点)
e-私書箱	40.1万件(令和4年6月末時点)
ふるさと納税e-Tax連携サービス	17.2万件(令和4年6月末時点)

※1 マイナポータルにログインが必要なサービスを利用するための登録をした利用者数

※2 ぴったりサービスで申請を受け付けたものに限る、URL連携方式での申請件数は含まない。

※3 子育てに関連する電子申請が可能な自治体は令和4年3月末時点で1,071団体(全自治体中83.9%)

※4 マイナポータル申請管理利用自治体は令和4年3月末時点で596団体(※2の自治体中55.6%)

※5 お知らせ提供者からマイナポータルが受信したお知らせの件数

※6 マイナポータルにおいて民間送達サービス提供先と連携を行っている利用者フォルダの数

【参考2】マイナポータルAPI（情報取得系）の利用実績（令和4年6月末時点）

事業者名	サービス名	サービスの概要	マイナポータル経由で取得する情報	利用するAPI	リリース状況・予定	のべ利用件数
神奈川県	マイME-BYOカルテ	神奈川県が運営するスマートフォンアプリによるPHRサービス	予防接種情報	自己情報取得API	令和元年11月14日開始	1,269件
			乳幼児健診、妊婦健診情報		令和2年10月1日開始	
ミライロ	ミライロID	障害者手帳等をスマートフォンアプリ表示できるサービス	身体障害者手帳、精神障害者手帳	自己情報取得API	令和4年4月11日開始	26,142件
			療育手帳情報		令和4年2月25日開始	
国税庁	マイナポータルPF (確定申告・年末調整)	年末調整・確定申告手続において、控除証明書等のデータを各種申告書に自動入力できるようにする	控除証明書等	お知らせ情報取得API 民間送達サービス保有 情報取得API	令和2年10月1日開始	4,243,047件
			医療費通知情報		医療保険情報取得API	
文部科学省	文部科学省 修学支援プロジェクト	高等学校等就学支援金に関する申請手続・事務処理等を行うシステム	所得情報	自己情報取得API	令和4年3月5日開始	115,618件
			生活保護情報等		令和4年6月19日開始	
PSP株式会社	NOBORI	提供医療機関から提供された画像や検査結果、薬などの医療情報をいつでも見ることが出来るサービス	予防接種情報、乳幼児健診、妊婦健診情報	自己情報取得API	令和4年5月31日開始	1,397件
			特定健診・薬剤・医療費通知情報			

※1 医療保険情報取得API連携の仕様書を **25団体** に提供、うち利用を検討している事業者は **13団体**。

※2 自己情報取得API連携の仕様書を **44団体** に提供、うち利用を検討している事業者は **8団体**。

Appendix

1. マイナンバーカードとは
2. カード利用シーン拡大構想
 - I. 「オンライン市役所サービス」構想
 - II. 「市民カード化」構想
 - III. 「安全・便利なオンライン取引」構想

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能



電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

<例> 窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

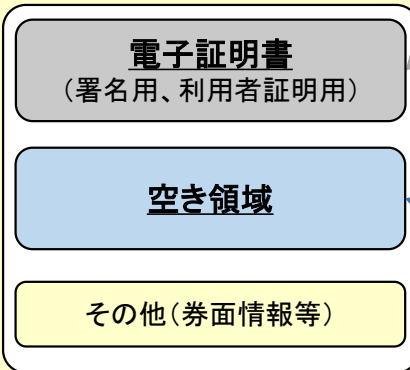


マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 〇〇 太郎
生年月日 〇〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区〇〇 〇-2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇〇年〇月〇日
有効期間 〇〇年〇月〇日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇〇年〇月〇日
有効期間 〇〇年〇月〇日
発行者 機構
利用者証明用公開鍵

民間も活用可能が幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証サービス(電子証明書の利用)の概要について

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス(公的個人認証法)。
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者160社(大臣認定事業者18社、同事業者を利用している事業者142社)がサービスを提供 ※令和4年7月18日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等
必要書類を添付して、金融機関へ郵送



郵送コスト、
タイムラグが発生!

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

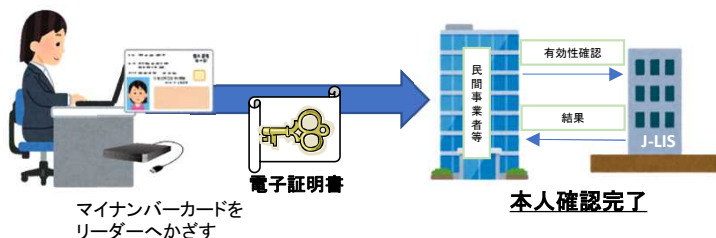
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログインに比べ、
格段に強固なセキュリティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



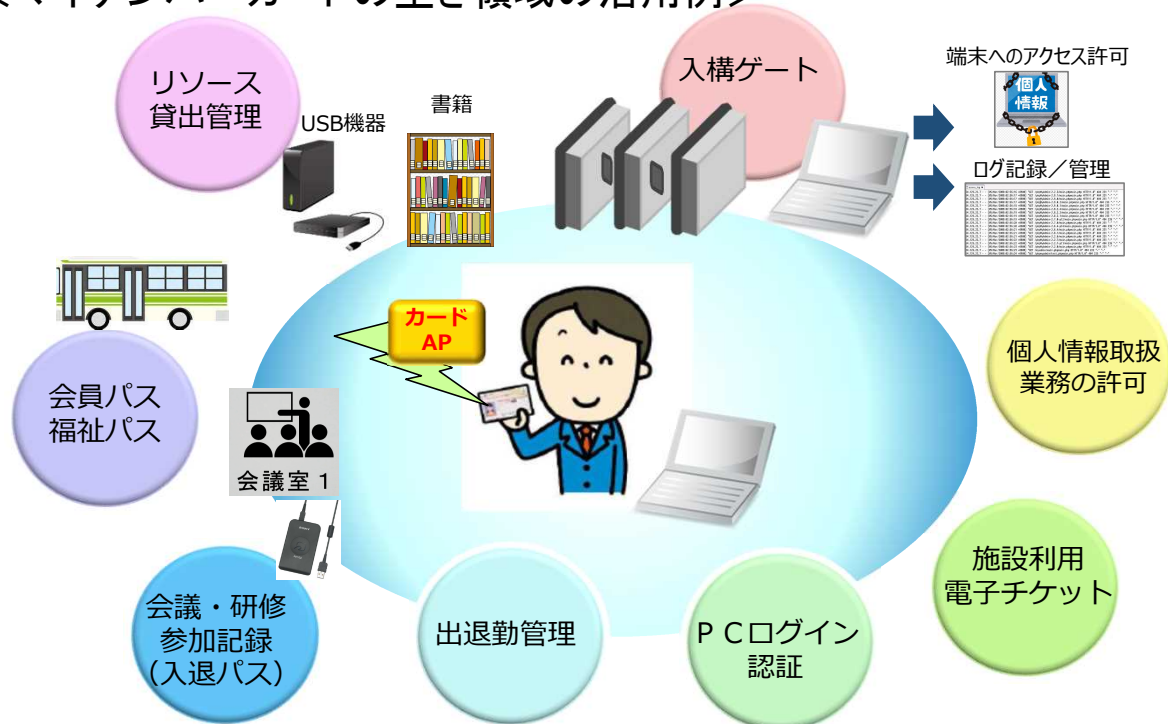
安価で即時に
サービスの利用可!

●御興味のある方はこちら ⇒ [民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリット](#) で検索

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

＜マイナンバーカードの空き領域の活用例＞



＜空き領域の活用によるメリット＞

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10~)

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(~R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6.30開始)

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R4.2.15対象人口:10,997万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**確実・簡便な本人確認**が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、**着実に普及**(R4.7.18現在、**民間事業者160社**がサービスを提供)

マイナポータル

- 子育て関連手続きの**申請等**をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能

職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

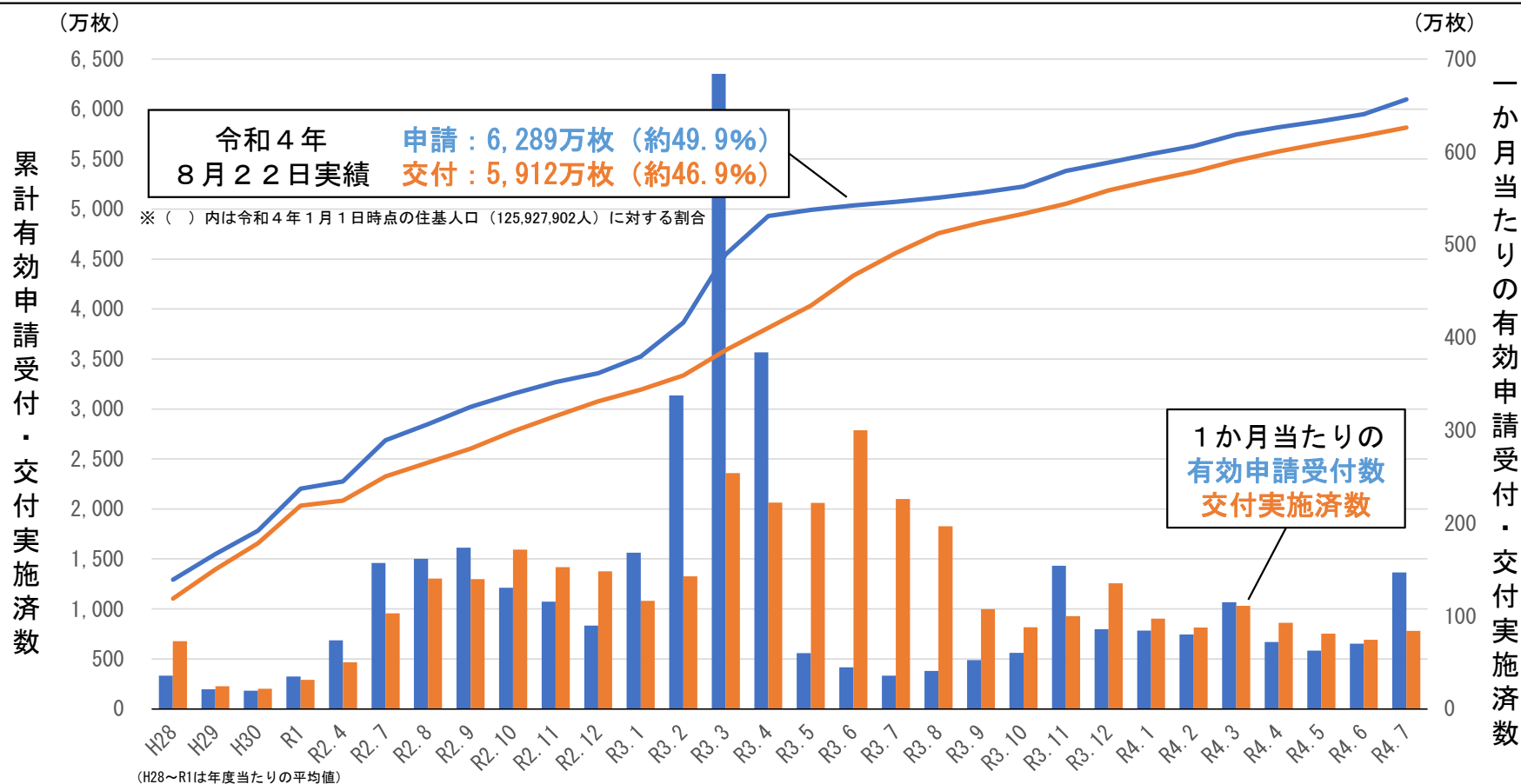
マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
 - ⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R4.6.7閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- **運転免許証**(~R7.3までに実現)その他の国家資格証、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワークカード**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(令和4年度中実現予定)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

（4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和4年度（2022年度）マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進、交付状況等に応じた市町村に対する重点的な取組支援、消費喚起やキャッシュレス決済サービスの利用拡大等を図るマイナポイント、地域独自の給付施策をオンライン手続で簡単・迅速に推進できる自治体マイナポイント等により、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータル^{（5）}の継続的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する（5.（1）「マイナポータル^{（5）}の継続的改善に関する具体的な施策」）。

なお、**利活用の拡大に当たっては、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含めさらなる活用を推進する。**具体的には、**スマホから様々な手続ができ、きめ細かいお知らせが受け取れる「オンライン市役所サービス」と、マイナンバーカードをかざすだけで様々な市町村サービスが受けられる「市民カード化」を推進する。**また、**マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料にする等の検討を行う。**

また、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。

さらに、技術の進化等を踏まえ、新たな暗号アルゴリズムへの対応を含め検討する。

Appendix

1. マイナンバーカードとは
2. カード利用シーン拡大構想
 - I. 「オンライン市役所サービス」構想
 - II. 「市民カード化」構想
 - III. 「安全・便利なオンライン取引」構想

カード利用シーン拡大構想 I : 「オンライン市役所サービス」構想

まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる
基盤を作る。

次に、市町村から住民へ、お知らせもできるよう
にしていく。

⇒ マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくる。

(1) 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディにできる

① 引っ越し R4年度中 全自治体で可能に

② 子育て・介護・災害(31手続) R4年度中 全自治体対応めざす

③ その他様々な手続 R4~7年度頃 順次拡大する

😊 転出の際、赴く必要なし

😊 転入の際、スピーディ

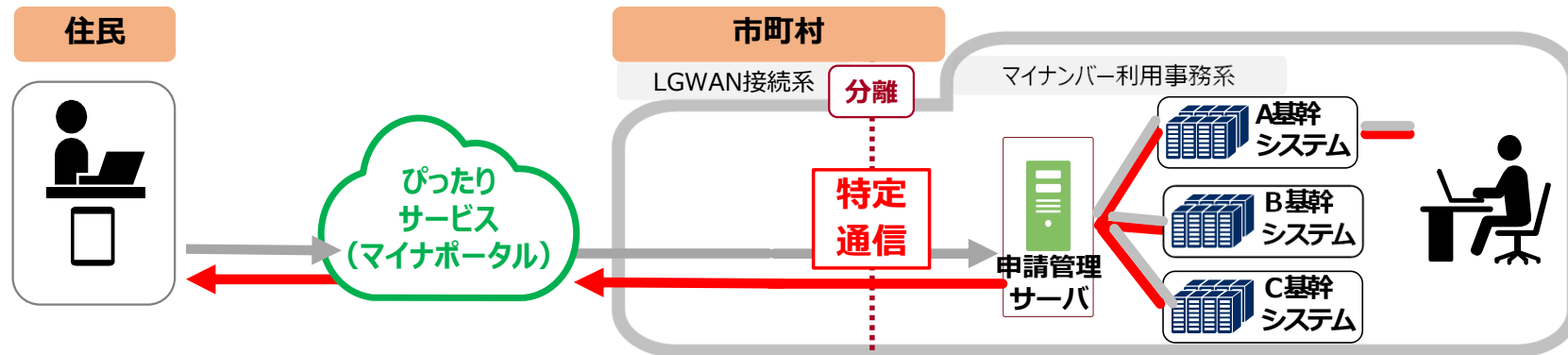
I市の事例
出張行政サービス
「お出かけ市役所」



(2) スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ(接種案内、昨年出場のマラソン大会など)が届く

R4~7年度頃 住所地の市町村からお知らせ(申請管理サーバを経由(法改正不要))

R4~7年度頃 広く行政機関からのお知らせ(情報提供ネットワークを経由(要番号法改正))

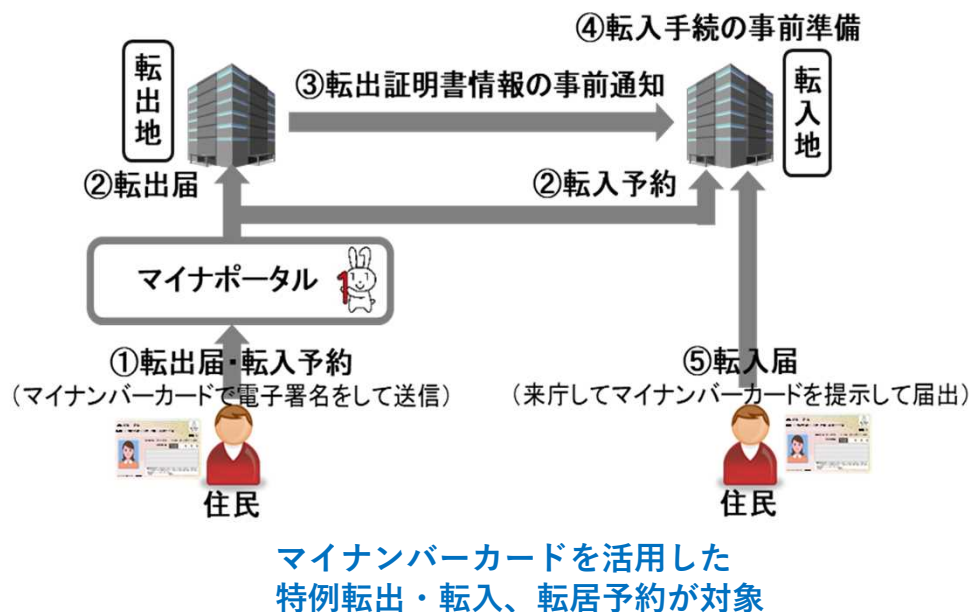


全自治体でのマイナポータルを通じた転出・転入（転居）予約の実現

概要

令和4年度中に全自治体でマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入（転居）予約を可能にし、マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進。

手続の流れ



■ 施策のスキーム

- ① **マイナンバーカード所有者**が、**マイナポータル**からオンラインで、**転出届と転入予約を同時**に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、**転出証明書情報**（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、**転入手続の事前準備**を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

■ 実施要件（対象、補助率等）

- ・ 転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、市区町村の**住民記録システムの改修**を推進
- ・ 補助率 **10/10**（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。））

効果

- ・ **住民の利便性の向上**（オンラインでの転出届・転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮）
- ・ **市区町村の事務の効率化**（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減、窓口混雑の緩和）

地方の行政手続オンライン化について

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」 (抜粋)

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX (ユーザー・エクスペリエンス) ・UI (ユーザー・インターフェース) の最適化

【取組方針】

① マイナポータルのUX・UIの抜本改善

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、**2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続 (※) について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。**

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、**全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。**



【国の主な支援策等】

- ・ マイナポータルの全自治体接続環境 (国による署名検証機能等) の構築 【デジタル庁】
- ・ マイナポータルのUX・UIの改善 【デジタル庁】
- ・ 自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供 【総務省】
- ・ 自治体内の接続等に係る財政措置 (国費 ½ 249.9 億円 2022 年度まで) 【総務省】

※ 「特に国民の利便性向上に資する手続」

デジタル・ガバメント実行計画 (令和2年12月25日) 別紙4 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

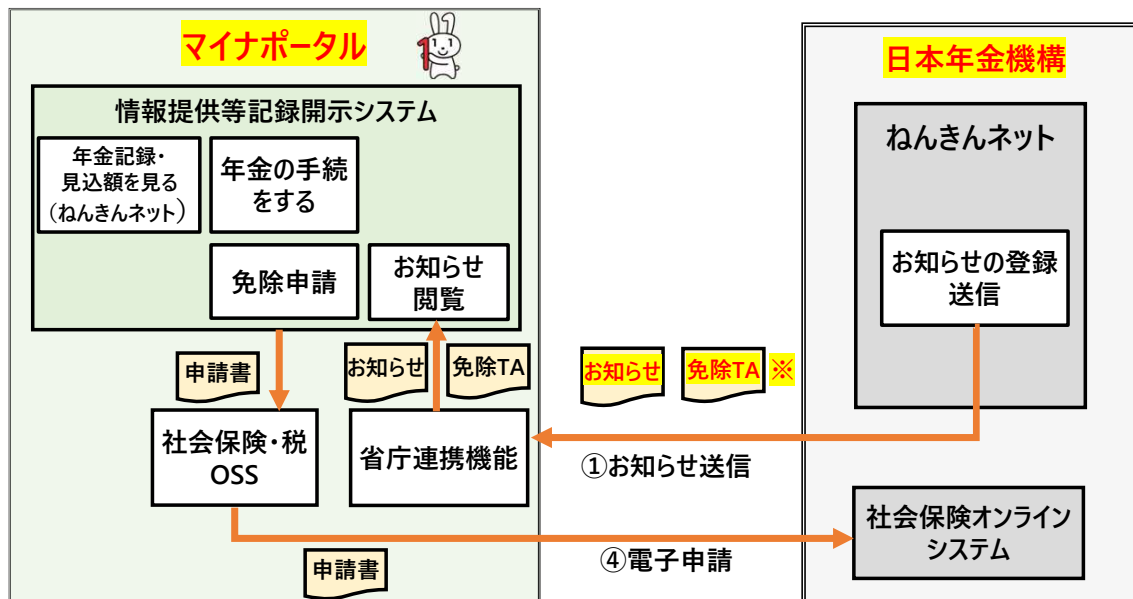
子育て (15手続)、介護 (11手続)、被災者支援 (罹災証明書) 及び自動車保有 (4手続) 計 31手続

国民年金保険料の簡便な免除申請（ワンクリック免除）

- 令和4年5月より、国民年金保険料の免除・猶予、学生納付特例等の手続について、マイナポータルから電子申請が可能。
 - 今後、国民年金保険料の免除・猶予、学生納付特例の対象者に、簡単な記載事項を入力するだけで申請可能なご案内をマイナポータルからプッシュ通知し、オンラインで免除申請等ができるようにします。
- 対象手続：国民年金保険料免除の申請（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）、国民年金保険料納付猶予の申請、学生納付特例の申請
- ※ねんきんネットとの認証連携、社会保険・税オンラインワンストップサービスなど、既存の機能を活用。



マイナポータルで日本年金機構からの国民年金保険料免除・猶予等の申請のお知らせ通知を確認。簡単に電子申請ができますようにします。



※免除TA（届出のターンアラウンド方式）
 申請手続の簡素化を図るため、対象者に、氏名、生年月日等をあらかじめ記載した申請書を送付し、簡単な記載事項を入力するだけで申請を可能とする方法。

Appendix

1. マイナンバーカードとは
2. カード利用シーン拡大構想
 - I. 「オンライン市役所サービス」構想
 - II. 「市民カード化」構想
 - III. 「安全・便利なオンライン取引」構想

カード利用シーン拡大構想Ⅱ： 「市民カード化」構想

デジタル田園都市国家構想
交付金で支援する。

暗証番号なしでのマイナンバー
カード利用も推進する。

その他市町村要望を聴き対応する。
メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカード一枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくる。

※ 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取り組みも、工程表に基づき、推進する。

(1) 様々な市役所サービスが、受けられる

① 図書館カード、印鑑登録証 現在：取組は数十団体→R4～7年度頃：全国的展開をめざす

② コンビニ交付 現在：対象人口は約1億人→R4～7年度頃：更なる拡大をめざす

③ その他、避難所受付等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→R4～7年度頃：全国的展開をめざす

(2) マイナンバーカードを、職員カードとして利用し、効率よくセキュリティを高める

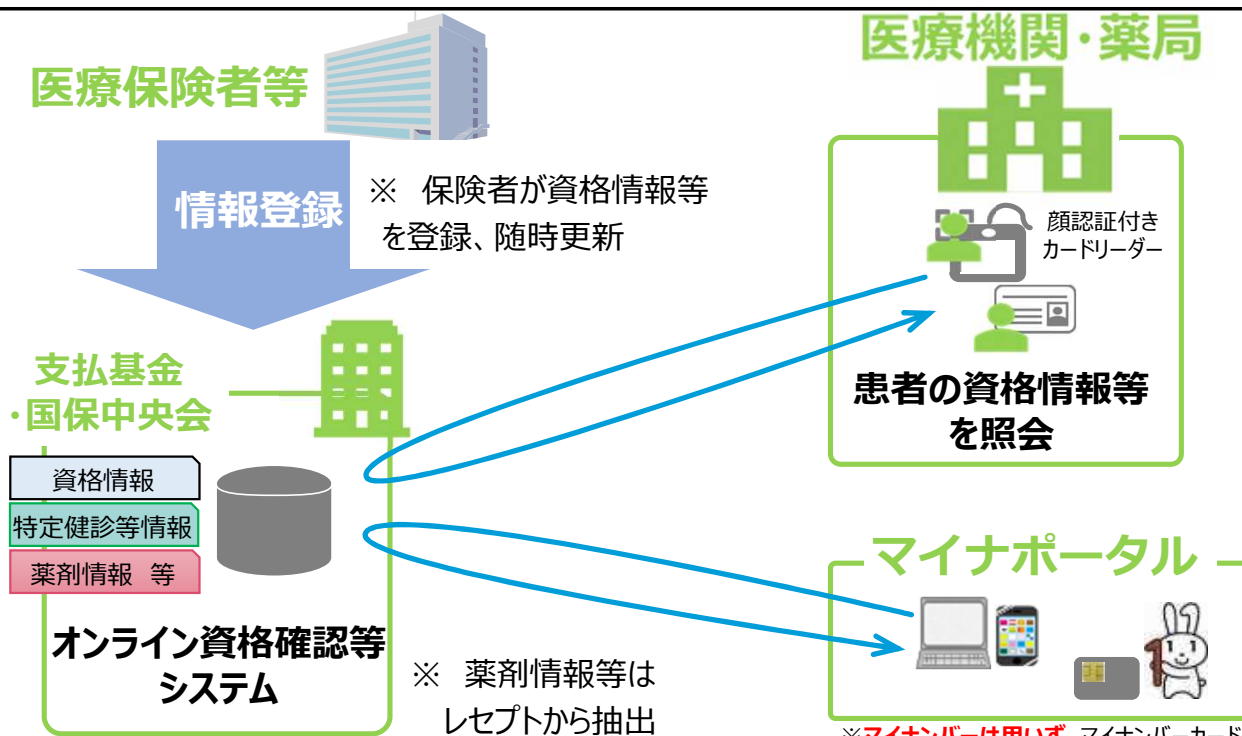
○ 出退勤等、様々な利用 現在：先進自治体の取組→R4～7年度頃：全国的展開をめざす

市町村の取組事例



オンライン資格確認の導入について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ①医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ②また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

○マイナンバーカードの健康保険証としての利用の促進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年（2023年）4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直し^{注1}。令和6年度（2024年度）中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止^{注2}を目指す。

※注1：診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

※注2：加入者から申請があれば保険証は交付される。

※**マイナンバーは用いず**、マイナンバーカードのICチップ内の**電子証明書を用いる**

※ICチップに資格情報や健康情報を保存するわけではない

※**健康保険証（処方箋）でも資格確認が可能**

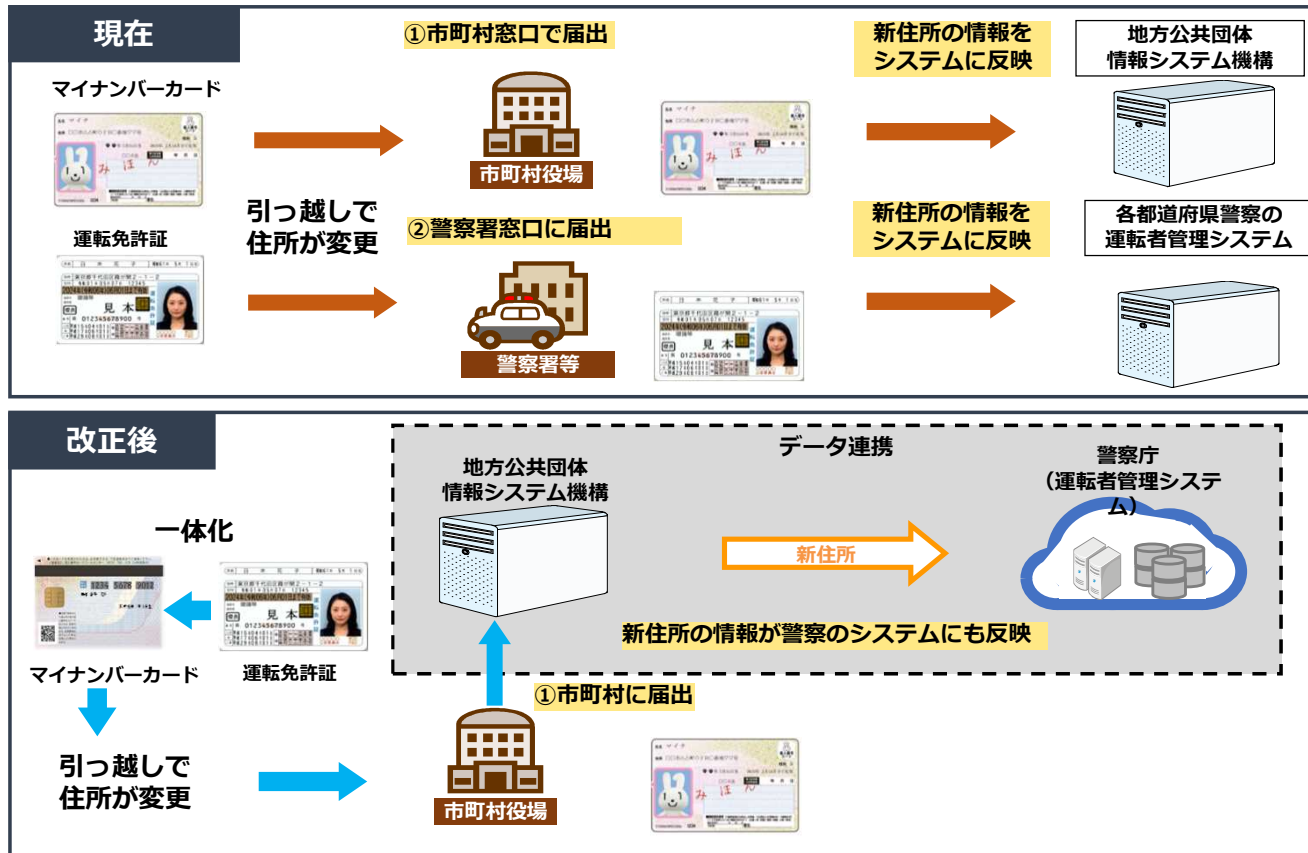
※特定健診等の閲覧は、**マイナンバーカードが必要**

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

運転免許証の住所変更手順のワンストップ化（イメージ）



Appendix

1. マイナンバーカードとは
2. カード利用シーン拡大構想
 - I. 「オンライン市役所サービス」構想
 - II. 「市民カード化」構想
 - III. 「安全・便利なオンライン取引」構想

カード利用シーン拡大構想Ⅲ：「安全・便利なオンライン取引」構想

電子証明書利用料（署名用20円/件）を当面无料等にする（CRL利用に限る）。

暗証番号なしでのマイナンバーカード利用も推進する。

その他事業者要望を聴き対応する。メリットや利用方法を助言する。

⇒ マイナンバーカードの、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図る。

(1) 様々な民間サービス・場面で利用できる

現在：ネット証券の口座開設時の本人確認など、約160の民間事業者が利用。

→ R4年度～：銀行口座開設、生保契約、損保契約、信販契約、その他、様々な民間サービス、場面で利用できることをめざす。

※ 様々な顧客申込みが、スマホでスピーディにできる。（厳格な本人確認等が可能。）

※ 事業者は、変更後の住所等が、把握できるようになる。（R4年度中実現。本人同意が前提。）

※ カードがなくても、スマホだけでできるようになる。（電子証明書スマホ搭載。R4年度目処実現。）

メルペイの活用事例：銀行口座登録時の本人確認

😊 本人も事業者も、早い、楽、正確。



「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。



※ 令和3年5月：公的個人認証法改正/ 令和4年度内：Android端末への搭載予定/ iPhoneについても早期実現へ

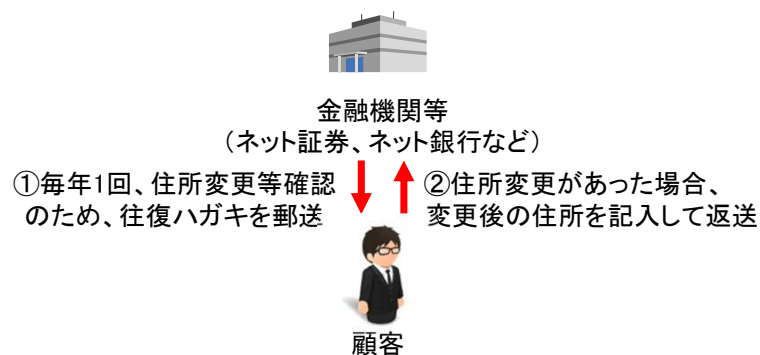
公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービスについて

- 金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する

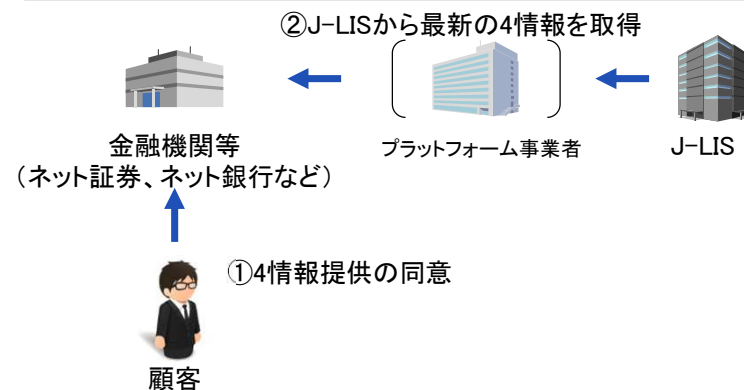


- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる



- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

【参考】 公的個人認証サービスを利用する民間事業者（1/4）

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

※民間事業者160社(大臣認定事業者18社、同事業者を利用している事業者142社)がサービスを提供

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認	○日本医師会	HPKIカードの発行
○ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム	○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
○(株)NTTデータ	プラットフォーム	○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
・エスロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	・(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
・日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)	・大日本印刷(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・auカブコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・my FinTech(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・(株)リーガル	オンラインでの本人確認サービスの提供	・パーソルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・第一生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)グラファー	オンラインでの本人確認サービスの提供
・第一フロンティア生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)bitFlyer Blockchain	オンラインでの本人確認サービスの提供
・xiD(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・MONET Technologies(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・三井住友海上プライマリー生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)メルペイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)クレディセゾン	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)CONNECT	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本通信(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)TREASURY	オンラインでの本人確認サービスの提供
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム	・日鉄ソリューションズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)Liquid	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)グッドスターグループ	携帯電話のレンタル契約	・東急(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
○日本電気株式会社	プラットフォーム	・東日本電信電話(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)フィッシング・ハブ	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)百五銀行	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)岩手銀行	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)Kyash	オンラインでの本人確認サービスの提供
○(株)パイブドピッツ	プラットフォーム	・Scheeme(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約	・(株)Y4.com	オンラインでの本人確認サービスの提供

○：大臣認定事業者 ・：大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービス提供している事業者

【参考】 公的個人認証サービスを利用する民間事業者（2/4）

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○凸版印刷(株)	プラットフォーム	・(株)シーヴイテック	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約	・オーキス・ジャパン(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・トッパン・フォームズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)エイ・ダブリュ・アイ・エス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・三井不動産(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)シーヴイテック北海道	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(一社)UDCKタウンマネジメント	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)シーヴイテック九州	オンラインでの本人確認サービスの提供
○(株)野村総合研究所	プラットフォーム	・アイシン軽金属(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・野村証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・アイシン高丘(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アフラック生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・イナテツ技研(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン新和(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・明治安田生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供	・新和工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・住友生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供	・エイティー九州(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・朝日生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン高丘東北(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・太陽生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン化工(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・大同生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・エイ・シー工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・第一生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン機工(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・独立行政法人 住宅金融支援機構	オンラインでの本人確認サービスの提供	・エイ・ケイ・ケイ・エム(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)アイシン	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン開発(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)エイディーグリーン	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・サービス	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)エイディーノヴィ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・エンジニアリング	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイ・ドリームライフサポート(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・メンテナンス	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)アドヴィックス	オンラインでの本人確認サービスの提供
		・(株)アドヴィックスセールス	オンラインでの本人確認サービスの提供
		・アイシン辰栄(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供

【令和4年7月18日現在】

【参考】 公的個人認証サービスを利用する民間事業者（3/4）

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○(株)野村総合研究所(続き)	プラットフォーム(続き)	○(株)野村総合研究所(続き)	プラットフォーム(続き)
・ソニー生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・SOMPOひまわり生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・東京海上日動あんしん生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・ジブラルタ生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・三井住友海上あいおい生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・イオン・アリアンツ生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・全国生活協同組合連合会	オンラインでの本人確認サービスの提供	・ブルデンシャルジブラルタファイナンス生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・全国労働者共済生活協同組合連合会	オンラインでの本人確認サービスの提供	・ソニー損害保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本コープ共済生活協同組合連合会	オンラインでの本人確認サービスの提供	・セゾン自動車火災保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・セコム損害保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・共栄火災海上保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・SBI損害保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・損害保険ジャパン(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・AIG損害保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・東京海上日動火災保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)資生堂	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日新火災海上保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	○(株)シフトセブンコンサルティング	マイナポータルでの寄附金受領証明書の受取り
・三井住友海上火災保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	OTIS(株)	プラットフォーム
・PayPay銀行(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)ヘルステック研究所	オンラインでの本人確認サービスの提供
・PayPay(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	○(株)ダブルスタンダード	プラットフォーム
・(株)NTTドコモ	オンラインでの本人確認サービスの提供	○(株)フライトシステムコンサルティング	プラットフォーム
・(株)あおぞら銀行	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・(株)横浜銀行	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・(株)岩手銀行	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・ブルデンシャル生命(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・富国生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供		

【令和4年7月18日現在】

【参考】 公的個人認証サービスを利用する民間事業者（4/4）

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○(株)野村総合研究所(続き)	プラットフォーム(続き)	・イムラ・ジャパン(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン東北(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン健康保険組合	オンラインでの本人確認サービスの提供
・埼玉工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン労働組合 アイシン・エーアイダブリュ支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)テクノバ	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン企業年金基金	オンラインでの本人確認サービスの提供
・新三商事(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン労働組合 アイシン高丘支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・光南工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン労働組合 アイシン化工支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・となみの工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・シーホース三河(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・シンコー精機(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン労働組合 アドヴィックス支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・山形クラッチ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・AHブレーキ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・豊生ブレーキ工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)エイ・ダブリュ瑞浪	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・インフォテックス(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・(株)エイ・ダブリュ工業・若狭	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・メタルテック(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシン・ソフトウェア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン北海道(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・アイシンウェルスマイル(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・テクノメタル(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・邦友テック(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)キャタラー	オンラインでの本人確認サービスの提供	・楽天ウォレット(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・碧南運送(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供	・LINE Pay(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エフティテクノ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・(株)アイシン・コラボ	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・ファインテストエンジニアリング(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供		
・IMRA AMERICA,INC.	オンラインでの本人確認サービスの提供 (日本支店で利用)		